

京都府自転車活用推進協議会設置要領

(目的)

第1条 京都府域における自転車の活用を推進するため、幅広い視点から多様な意見を聴取することを目的に京都府自転車活用推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

- 第2条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。
- 2 委員の任期は、選任された日から2年とし、再任することができる。
 - 3 協議会には、座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - 4 知事は、必要に応じて協議会を招集する。
 - 5 座長は、議事を運営する。
 - 6 座長に事故のあるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員の責務)

- 第3条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。
- 2 委員は、直接又は間接を問わず、特定の利害関係者の意見を代弁してはならない。
 - 3 委員は、協議会で知り得た秘密を漏らしてはならず、委員の職を退いた後も同様とする。ただし、知事が認めたときは、この限りではない。

(委員以外の者の出席)

第4条 知事は、協議会において、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その者の意見を聞くことができる。

(公開)

第5条 協議会は、原則として公開とする。ただし、協議会を公開することにより公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められるときその他知事が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(細則)

第6条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要領は、令和元年8月19日から施行する。

別表

所属	氏名	分野
同志社大学名誉教授	青木 真美	交通政策
立命館大学理工学部教授	小川 圭一	交通工学
京都大学防災研究所特定教授	松島 格也	土木計画学
丹後海陸交通（株）代表取締役社長	<u>武田 浩彦</u>	交通事業者・観光
（株）Clew 代表取締役	西本 統	交通環境整備・ 観光
認定 NPO 法人環境市民 自転車ライフプロジェクト代表	藤本 芳一	環境
上京地域交通安全活動推進委員協議会会長 自転車安全利用推進員	棟森 幸子	交通安全